

守る会岡山 49号  
2022. 6. 1 発行



岡山県本部事務局  
〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28  
明治安田生命岡山桑田町ビル4階  
086-232-3855



**3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィーク。**

**久しぶりにみんなに会えてうれしかったです。**

**まだまだコロナは減りません。頑張りましょう！**

～「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に係る

守る会の提言作成の取組に対する意見の募集について～

岡山県本部 森脇 良明

みなさんいかがお過ごしですか？

コロナ禍のためずっとマスクを着けている変な習慣が定着し、さほど苦痛ではなくなりました。かえって「老けた顔が隠せて良いか？」とも思えるようになりました。

さて、むずかしいこの見出しについてのお願いですが、私たち森永ひ素ミルク中毒被害者の救済は、法律で決めたものではなく、守る会・森永・厚生労働省の三者で決定した三者会談の確認書に基づいて恒久救済されています。今では、その三者にひかり協会が加わり四者で、毎年必ず三者会談を継続開催し、すでに高齢者の仲間入りをした被害者に応じた救済を論議し履行しています。

守る会は被害を受けた当事者として主体的に意見を出し、積極的に救済事業に携わってきました。そしてそのことは三者会談を構成する他の団体からも期待されています。

しかし、守る会会員は親と被害者本人に限られており、私たちが関われなくなる将来が必ず来ます。その時まで恒久救済を完遂するための三者会談の存続と、救済事業を実施するひかり協会の存続の諸施策を盤石に決めておく必要があります。そしてその議論は先延ばしするのではなく元気な内に守る会の組織をあげて行う必要があります。守る会全国本部は、しっかり議論できる今、今年度1年間をかけて守る会の意見をまとめ提言することを決定しました。岡山県本部でも守る会全国本部から示された提言(案)を基に私たちが望む諸施策をみんなで出し合い反映したいと思いますので、みなさんの協力をお願いします。

討議資料提言(1)は、守る会機関紙「ひかり第629号」2022年3月20日号を参照ください。そして来る7月31日には、討議資料提言(2)が決定予定です。こちらは8月以降に守る会機関紙「ひかり」に掲載予定です。守る会会員のみなさんにお願いします。私たち被害者の救済は最後のひとりまで続きます。お一人お一人のご意見をお聞かせください。6月には岡山県本部総会の議案書をご自宅にお送りします。その中にご意見を収集する封筒を入れますのでご利用ください。

みなさんのご協力を強くお願いします。





真庭市の醍醐桜 県の天然記念物です。  
エドヒガンザクラの巨木で新日本名木百選  
にも選ばれています。

## コロナ禍でのつながり

### 備中支部 渡辺 みさを

倉敷市福祉プラザで行っている自主的グループ活動料理教室「なでしこサークル」ですが、せっかく軌道に乗ってきた頃に新型コロナウイルスのまん延による行動制限により集まって料理することが出来なくなりました。そんな中でも連絡用にと作った LINE グループを使って近況報告や「お花見に行きました。」「野菜の苗を植えました。」「病院の予約アプリに挑戦しました。」「どこかに『写ルンです』のカメラ売っていませんか？」等々、様々な情報を共有することが出来ました。会えない中でもお互いの状況を垣間見たり、意思疎通をすることが出来て良かったです。そして無事に料理教室を行う事が出来た時の喜びは格別でした。これからも LINE で繋がりながら活動していく事が楽しみです。



真庭郡新庄村の「がいせん桜」は、明治 39 年、日露戦争での戦勝を記念して 137 本の桜が植えられました。5.5m おきに咲き揃う素晴らしい桜並木のトンネルは、新庄村の春を代表する景色です。



多くの読者の方より写真や投稿文を頂きました。ありがとうございます。





4月になって、桜真っ盛りです。酒津公園にお花見に行ってきました。のんびり座っておしゃべりを楽しんで来ました。勿論、マスク着用で！  
 そういえば、鷹を連れている人がいて近くで見るとカッコ良かったです。害鳥避けしてたのかな！？



我が家の桜と昨日植え  
 きゅうりとトマトです



めずらしい白いタンポポ  
 みつけた(笑)

倉敷市児島 中山公園の桜



いつも和気あいあい、なでしこサークル料理教室



## 森永ひ素ミルク中毒事件の歴史 その3

備中支部 平松 邦夫

### 親達の闘い

1955年8月24日、我が子が苦しむ様々な症状の原因が森永ミルクに含まれていたひ素等の有害物質だと発表されます。これを受けて、3日後の8月27日、岡山で岡崎哲夫さんが発起人となり「被災者家族中毒対策同盟」が結成されます。さらに、31日には全岡山県の被災者同盟が結成されるのです。この流れは、全国に波及し、9月18日には9府県組織の代表が集まり「森永ミルク被災者同盟全国協議会」（以下全協とします）が発足します。全協は合議の結果、3つの要求を決定します。その内容は①治療費等の会社負担②後遺症等に対する補償的措置③死亡者補償250万円です。以上の要求を掲げ、全協は森永乳業(以下会社とします)と交渉し、治療費や交通費等一定の成果を得ます。しかし、問題は③の死亡者補償額でした。会社は、10月1日、厚生省に対し「補償問題の処理について円満解決の指示を賜りたい」と陳情していました。全協は、このことについて何も知らされていません。陳情を受けて厚生省は、2つの委員会を結成します。その1つは、「五人委員会」と称されるもので、弁護士等で構成されています。この委員会の出した結論で、特徴的な内容は2点です。1点は、死者に対する補償金を25万円としたこと。もう1点は、後遺症の心配は殆どない。現在の症状は原病の継続、と断定したことです。



当初、世論は被害者に対して同情的でした。しかし、死亡者の補償金を250万円と決定したことがマスコミに大きく取り上げられ、その後はむしろ会社側に理解を示す方向となり、さらに五人委員会は、公平な第三者機関であり、構成している弁護士等の著名人は知名度、影響力もあり、国民の多くは五人委員会の下した結論に傾倒していくのです。全協は、全ての力を発揮して会社と闘うのですが、会社は「五人委員会の指示、決定に従う」として、直接交渉を回避するのです。ついに全協は力尽き、1956年4月23日、解散を余儀なくされ、8か月にわたる闘いの幕を閉じました。

少し話をさかのぼります。「五人委員会」の結成と並行して、厚生省の指示で、もう1つの委員会、医師で構成される「西沢委員会」が10月8日結成されます。この委員会は、全協が解散した後、全協が要望していた「一斉精密検診」に取り組みます。その結果「小児科学的検査は終了し、後遺症と認むべきものは絶無である」と発表されるのです。厚生省の指示のもと、社会的に権威のある専門家で構成された2つの委員会「五人委員会」と「西沢委員会」でいずれも“被害者の後遺症なし”と結論付けられ、親達は光を失いました。しかし、岡山の親達は黙っていませんでした。今回は、その「岡山県守る会」を取り上げます。

### 編集部より

被害者の終生に渡る救済事業の内容を今年から3年間で決めます。私たち被害者は67歳を超え高齢期を迎えます。加齢に伴い生活環境や体調の変化で老化が始まり多くの人が病気で通院や入院治療されています。60歳を超えた頃から救済事業の中の医療費援助を受けている方がずっと増えました。この支援や援助が終わってしまわないようにいま私たちは声を出す必要があります。「安心できる自分や仲間の将来の為に今、意見や要望を出してください。」事件の最初から現在まで「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」は唯一の被害者団体としてずっと意見や要望を国・森永乳業・ひかり協会に出し続けています。守る会は「最後の一人まで」を合言葉に責任をもって救済事業を続けていきます。

「守る会岡山」ホームページ <http://www.mamorukaiokayama.sakura.ne.jp>